

山陽小野田市農業委員会

第4回

総会議事録

1. 開催日時 令和5年10月13日午後1時30分から午後2時15分

2. 開催場所 山陽小野田市保健センター2階 集団指導室

3. 出席委員

会 長	1	田 尾 光 一
会長職務代理者	1 4	五十嵐 奨
委 員	2	二 井 一 夫
	3	藤 井 豊
	4	森 田 祐 三
	5	田 中 覺
	6	相 本 まゆみ
	7	中 島 由紀子
	8	緒 方 始
	9	藤 田 勲
	1 0	池 田 直 美
	1 1	辻 村 勝 好
	1 2	村 上 雅 彦
	1 3	國 吉 彰

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第 12号 農地法第5条 転用を目的とする権利移転

議案第 13号 現況証明願い

報告第 5号 農地法第4条第1項ただし書きの規定による届出について

報告第 6号 農地法第5条第1項ただし書きの規定による届出について

報告第 7号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第 14号 農用地利用集積計画について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 幡 生 隆太郎

事務局次長 銭 谷 憲 典

事務局職員 伊 藤 敦

7. 議会の概要

- 議長 定刻になりましたので、只今より第4回山陽小野田市農業委員会総会を開会いたします。
- (起立、礼、着席)
- 本日の欠席委員は國吉委員、相本委員です。
- それでは議事日程のとおり進めてまいりたいと思います。
- 本日の議事録署名は7番中島委員と8番緒方委員にお願いします。
- それでは議事に入ります。
- 議案第12号、「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。
- 局次長 今月の農地法第5条の許可申請は1件です。
- 議案第12号番号14について議案書をもとに説明いたします。
- 2ページをご覧ください。申請地は、■■■■から■■■■へ約■■■■kmに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第3種農地です。申請内容は下表のとおりです。公図は3ページ、土地利用図は4ページと5ページをご覧ください。
- 本件は、「第3種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。
- 議長 次に現地調査報告をお願いします。
- 4番 現地の報告をさせていただきます。10月5日、事務局2名と二井委員、私の四名で現地の確認をさせていただきました。周辺の状況は東側が原野、西側が太陽光、南側が道路、北側が畑となっております。申請地の状況は草地となっていました。雨水処理に関しては自然流下です。汚水に関しては発生しません。埋め立て法面の処理は、埋め立てないのではありません。申請地への進入路の位置は図面の南側で、幅員は2メートルです。周辺農地への取水排水進入路に関しては影響ありません。境界については境界杭と畦畔等で確認しています。以上のことから特に問題ないと思います。これで現地報告を終わります。
- 議長 何か質問はありませんか。
- 無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第12号番号14に賛成の方の挙手を求めます。
- (全委員挙手)
- 全員賛成により原案どおり承認することといたします。
- 次に議案第13号「現況証明願いについて」を上程します。

事務局の説明を求めます。

局次長 今月の「現況証明願い」は2件です。議案第13号番号5について議案書をもとに説明いたします。

7ページをご覧ください。申請地は、■■■■から■■へ約■■k mに位置する第1種農地です。申請内容は下表のとおりです。公図は8ページをご覧ください。

本件は、平成14年の■■の河川改修工事の際に自宅が立ち退きとなり、■■の農地を農地転用の許可を得て自宅を建設しましたが、その際■■も許可を得ていると誤認して、一緒に造成し、進入路や庭としたもので、今後も農地としての利用が困難なため、非農地証明に至ったものです。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

2番 現地の報告をさせていただきます。現地の位置につきましては事務局のほうから説明がありましたので省略させていただきます。申請地の状況については事務局から伝えられたとおりになります。周辺の状況は南側が田んぼでその他は宅地となっております。申請地の状況はきれいに整備されていて自宅に進入するための進入路となっていました。以上のことから農地性はないと思います。これで現地報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第13号番号5に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号6について、事務局の説明を求めます。

局次長 議案第13号番号6について議案書をもとに説明いたします。

9ページをご覧ください。申請地は、■■■■から■■へ約■■k mに位置する第2種農地です。申請内容は下表のとおりです。公図は10ページをご覧ください。

申請地は、35年から40年前に、自宅前の国道のバス停が拡張された際に自宅をセットバックして建替えました。その際、誤って農地である申請地に倉庫を建てたもので、現在では倉庫はなく雑種地となっております。今後も農地としての利用が困難なため、非農地証明に至ったものです。

次に現地調査報告をお願いします。

2番 現地の報告をさせていただきます。現地の位置につきましては事務局の方から説明がありましたので省略させていただきます。申請地は35

年から 40 年前に倉庫を建てたそうですが、現在は倉庫はなく雑種地になっています。周辺の状況は東側に道路でその他は宅地となっております。以上のことから農地性はないと思います。これで現地報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 13 号番号 6 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に報告第 5 号「農地法第 4 条第 1 項ただし書きの規定による届出について」事務局の説明を求めます。

局次長

今月の農地法第 4 条第 1 項ただし書きの規定による届出は 2 件です。

報告第 5 号番号 2 について議案書をもとに説明いたします。

12 ページをご覧ください。申請地は、 所から へ約 km に位置する農用区域内農地です。申請内容は下表のとおりです。公図は 13 ページ、土地利用図等は 14 ページをご覧ください。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

4 番

現地の報告をさせていただきます。十月五日、事務局二名と二井委員、私の四名で現地の確認をさせていただきました。周辺の状況は東側が農地、西側が水路、南北が農地となっております。申請地の状況は保全管理されている状態でした。雨水処理に関しては西の水路に排水します。汚水に関しては発生しません。埋め立て法面の処理は、埋め立ての高さが約 50 センチで、法面は土羽となっています。申請地への進入路の位置は図面の東側で、幅員は約 3 メートルです。周辺農地への取水排水進入路に関しては影響ありません。境界については境界杭で確認しています。以上のことから特に問題ないと思います。これで現地報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたら報告第 5 号番号 2 は原案どおり処理いたします。

次に番号 3 について、事務局の説明を求めます。

局次長

報告第 5 号番号 3 について議案書をもとに説明いたします。

15 ページをご覧ください。申請地は、 から へ約 km に位置する第 2 種農地です。申請内容は下表のとおりです。公図は 16 ページ、土地利用図等は 17 ページをご覧ください。

次に現地調査報告をお願いします。

2 番

現地の報告をさせていただきます。現地の位置につきましては事務局

のほうから説明がありましたので省略させていただきます。周辺の状況は周りは全て畑となっております。申請地の状況は保全管理です。雨水処理に関しては自然流下で農業用排水路に排水します。汚水と埋め立て法面の処理はありません。境界については畦畔等で確認しています。以上のことから特に問題ないと思います。これで現地報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

ちなみに農業用倉庫と農舎はどう違うのですか。

局次長 同じと思います。

議長 分かりました。

他に何か質問はありませんか。

無いようでしたら報告第 5 号番号 3 は原案どおり処理いたします。

次に報告第 6 号「農地法第 5 条第 1 項ただし書きの規定による届出について」事務局の説明を求めます。

局次長 今月の農地法第 5 条第 1 項ただし書きの規定による届出は 1 件です。報告第 6 号番号 3 について議案書をもとに説明いたします。

19 ページをご覧ください。申請地は、 から へ約 km に位置する第 3 種農地です。申請内容は下表のとおりです。公図は 20 ページ、土地利用図等は 21 ページをご覧ください。事業終了後、原状回復されます。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたら報告第 6 号番号 3 は原案どおり処理いたします。

次に報告第 7 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の説明を求めます。

局次長 22 ページをご覧ください。

今月の農地法第 18 条第 6 項の規定による通知は、番号 4 の 1 件で、現契約を合意により解約するものです。ご審議の程お願いします。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたら報告第 7 号は原案どおり処理いたします。

次に、議案第 14 号「農用地利用集積計画」を上程します。

事務局の説明を求めます。

局次長 24 ページをご覧ください。

議案第 14 号農用地利用集積計画について議案書を基に説明します。

今月の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条により、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく農用地利用集積計画は、整理番号 138 番から 143 番までの 21 件、52 筆、113,158 m²でございます。

ご審議の程お願いします。

議長 何か質問はありませんか。

局次長 すみません議長。言い間違えました。整理番号 138 番から 158 番までです。158 番までの 21 件、52 筆、113,158 m²です。お詫びして訂正いたします。

議長 他に何か質問はありませんか。

無いようでしたら採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)

全員賛成により、議案第 14 号は原案どおり決定することとします。

以上で本日の議案及び報告の審査はすべて終了しました。

局次長 次回の現地調査は、11 月 6 日(月)9 時から、田中委員、藤井委員でお願いします。

第 5 回総会は、11 月 13 日(月)13 時 30 分からで、会場は保健センター一集団指導室です。

議長 以上をもちまして第 4 回山陽小野田市農業委員会総会を終了いたします。

(起立、礼) お疲れ様でした。

午後 2 時 1 5 分 閉会

山陽小野田市農業委員会

会 長

議事録署名委員

7 番委員

議事録署名委員

8 番委員
